

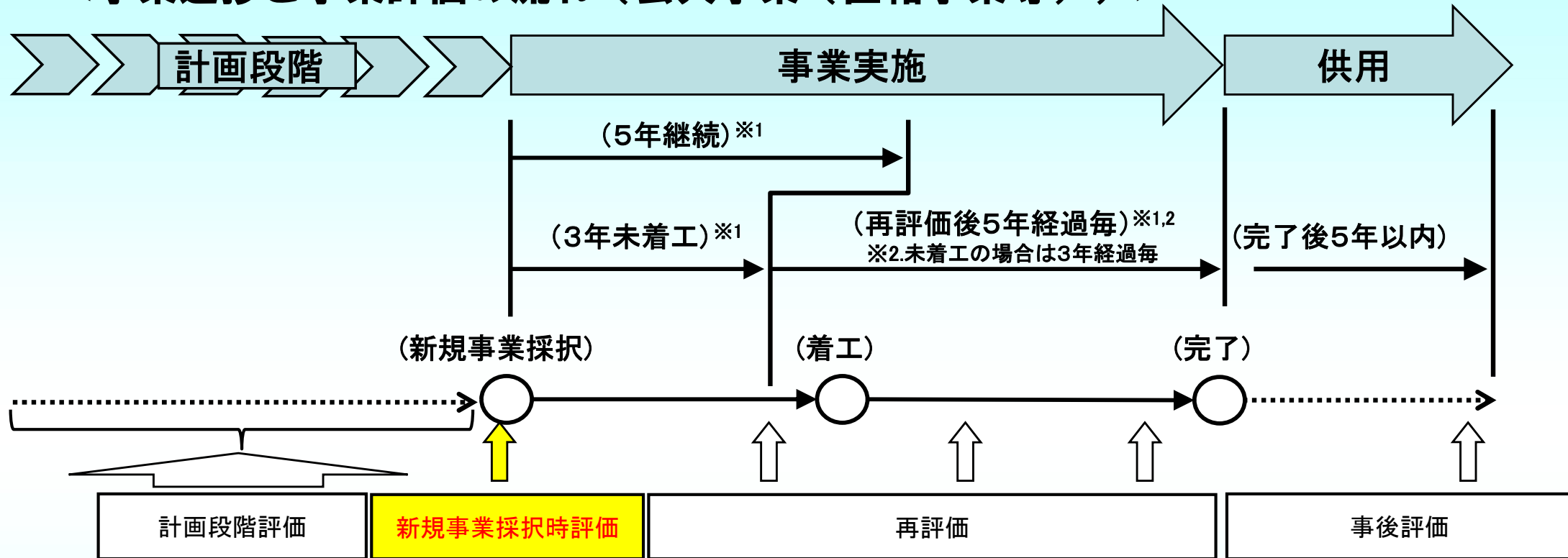
事業評価の流れ 新規箇所選定の考え方

国土交通省 水管理・国土保全局

令和8年3月23日

国土交通省所管事業の事業評価の流れ

<事業進捗と事業評価の流れ（公共事業（直轄事業等））>



※1.その他、社会経済情勢の急激な変化等により再評価の必要が生じた場合に実施

- 【計画段階評価】**
 平成24年度～
 新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。
- 【新規事業採択時評価】**
 平成10年度～
 新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。
- 【再評価】**
 平成10年度～
 事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。
- 【完了後の事後評価】**
 平成15年度～
 事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

- 砂防事業、地すべり対策事業は、実施主体は都道府県。下記の要件を満たす時に直轄での工事を施行することができることとなっている。
- 直轄事業としての要件を満たすことに加え、災害発生状況、事業の緊急度、地域からの要望・協力体制、検討の熟度等に応じて、新規事業化箇所を選定している。
- 事業完了後には、都道府県への移管を適宜実施している。

直轄砂防事業の採択基準

砂防法第6条により、国土交通大臣の施行する砂防工事で、本川筋に著しく土砂を流送し、もしくは流送するおそれが顕著で、本川筋の河床維持上並びに公益保持上重大な影響を及ぼすもので、下記のうち少なくとも二以上に該当するもの

1. 流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の約1割を超えるもの
2. 大洪水の際に流送する土砂量がおおむね400,000m³以上のもの
3. 計画事業費がおおむね100億円以上のもの
4. 特に集中施行を要し、かつ高度の技術を要するもの
5. 本川筋の直轄改修区域あるいは重要都市に重大な土砂害を及ぼし、又は及ぼすおそれが顕著なもの
6. 以上のほか国土交通大臣が経費及び技術上の見地から、都道府県に施行させることが不相当と認めたもの

直轄地すべり対策事業の採択基準

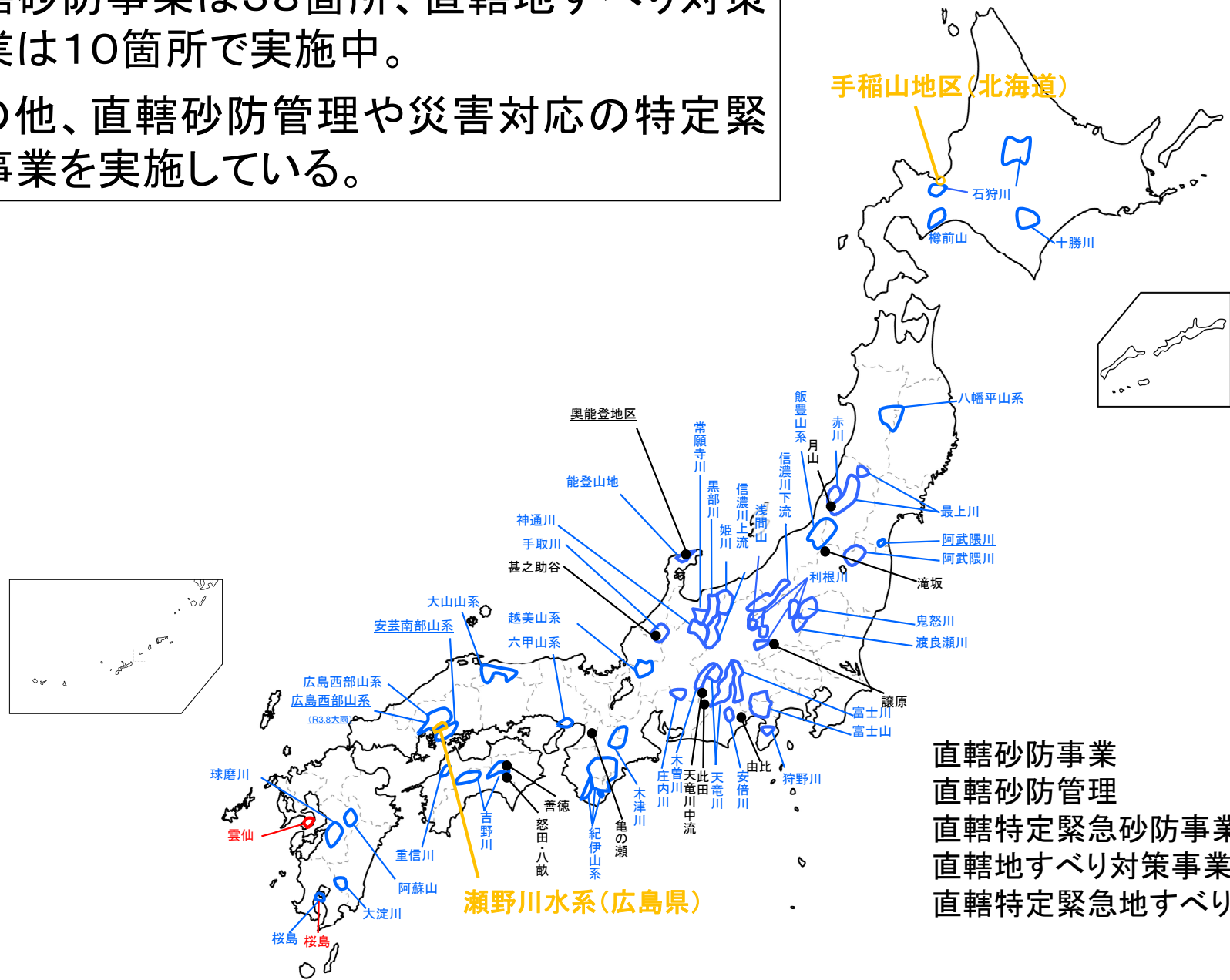
地すべり等防止法第10条により、国土交通大臣の施行する地すべり防止工事で、国土保全上特に重要であって、次の各号の一に該当するもの

1. 地すべり防止工事の規模が著しく大であるとき
2. 地すべり防止工事が高度の技術を必要とするとき
3. 地すべり防止工事が高度の技術力を使用して実施する必要があるとき
4. 地すべり防止工事が都府県の区域の境界に係るとき

直轄事業の実施状況(令和7年度末時点)

- 直轄砂防事業は38箇所、直轄地すべり対策事業は10箇所を実施中。
- その他、直轄砂防管理や災害対応の特定緊急事業を実施している。

- 直轄砂防事業 (下線: 特定緊急砂防事業)
- 直轄砂防管理
- 直轄地すべり対策事業 (下線: 特定緊急地すべり事業)



直轄砂防事業	38箇所
直轄砂防管理	2箇所
直轄特定緊急砂防事業	4箇所
直轄地すべり対策事業	10箇所
直轄特定緊急地すべり対策事業	1箇所